

第 6 回 栃木市・岩舟町合併協議会

会 議 録

平成 2 4 年 7 月 2 0 日（金）午後 2 時 0 0 分
栃木市保健福祉センター

栃木市・岩舟町合併協議会

会 議 録

会 議 の 名 称		第 6 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会	
開 催 日 時		平成 2 4 年 7 月 2 0 日 (金) 1 4 時 0 0 分 開 会 ・ 1 6 時 2 1 分 閉 会	
開 催 場 所		栃 木 市 保 健 福 祉 セ ン タ ー 2 階 大 会 議 室	
議 長 氏 名		鈴 木 俊 美	
出 席 者 及 び 欠 席 者 氏 名		別 紙 1 の と お り	
事 務 局 氏 名		別 紙 1 の と お り	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果 ・ 審 議 事 項 議 案 第 1 1 号 原 案 の と お り 承 認 議 案 第 1 2 号 原 案 の と お り 承 認 ・ 協 議 事 項 協 議 第 3 号 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 1 4 号 継 続 協 議 協 議 第 1 5 号 から 協 議 第 3 0 号 原 案 の と お り 確 認	
	別 紙 2 「 会 議 事 項 」 の と お り		
会議の経過 (議 事 の 要 旨)			
会 議 資 料	第 5 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会 次 第 ・ 座 席 表 ・ 委 員 名 簿 第 5 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会 会 議 資 料		
その他の事項		栃 木 市 に お け る 職 員 人 件 費 の 合 併 効 果 に つ い て	
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成 2 4 年 8 月 1 3 日		委員 _____ 富 田 清 _____ ⑩	
		委員 _____ 大 島 常 子 _____ ⑩	

別紙 1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会 長	鈴木 俊美	副会長	市村 隆
委 員	山本 元久	委 員	山崎 仁一
委 員	高岩 義祐	委 員	大阿久 岩人
委 員	渡邊 仁一	委 員	富田 清
委 員	大川 秀子	委 員	梅澤 米満
委 員	栃木 孝	委 員	茂呂 健市
委 員	赤堀 明弘	委 員	和久井 紀明
委 員	岩下 邦夫	委 員	臼井 浪之助
委 員	大橋 重	委 員	大島 常子
委 員	小倉 久緒	委 員	大島 治
委 員	恩田 孝子	委 員	安藤 宣好

出席者（規約第 10 条第 4 項に基づく関係職員等）

小川 昌樹（栃木県総合政策部次長兼市町村課長）

中村 祐司（宇都宮大学国際学部大学院国際学研究科教授）

出席者（監査委員）

池田 務

欠席者（委員）

柴田 保男

石川 守久

欠席者（監査委員）

板倉 安秀

出席者（幹事）

幹 事 赤羽根 正夫（栃木市総合政策部長）

幹 事 和久井 弘之（栃木市総務部長）

幹 事 川 島 章男（岩舟町企画課長）

幹 事 五十畑 恵造（岩舟町総務課長）

出席者（事務局）

小保方昭洋（事務局長）

山野井広実（総務チームリーダー）

天海 俊充（計画チームリーダー）

糸井 孝王（総務計画班）

上岡 誠志（総務計画班）

深津 勝（事務調整第1チームリーダー）

鈴木 健司（事務調整第2チームリーダー）

栗原 健（事務調整班）

別紙 2 会議事項

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 審議事項

報告第 1 1 号 平成 2 3 年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出決算について

報告第 1 2 号 平成 2 4 年度栃木市・岩舟町合併協議会補正予算（第 1 号）について

(2) 協議事項

協議第 3 号（継続協議—2） 合併協定項目 2 合併の期日について

協議第 1 4 号 合併協定項目 8 地方税の取扱いについて

協議第 1 5 号 合併協定項目 9 地域自治制度の取扱いについて

協議第 1 6 号 合併協定項目 1 8 町名、字名の取扱いについて

協議第 1 7 号 合併協定項目 2 3 行政区の取扱いについて

[合併協定項目 2 5 各種事務事業の取扱い]

協議第 1 8 号 合併協定項目 2 5－1 国内・国際交流事業について

協議第 1 9 号 合併協定項目 2 5－3 広報広聴関係事業について

協議第 2 0 号 合併協定項目 2 5－4 人権推進事業について

協議第 2 1 号 合併協定項目 2 5－5 納税関係事業について

協議第 2 2 号 合併協定項目 2 5－7 交通関係事業について

協議第 2 3 号 合併協定項目 2 5－8 窓口業務について

協議第 2 4 号 合併協定項目 2 5－1 0 障がい者福祉事業について

協議第 2 5 号 合併協定項目 2 5－1 5 その他の福祉事業について

協議第 2 6 号 合併協定項目 2 5－1 6 健康づくり事業について

協議第 2 7 号 合併協定項目 2 5－1 7 ごみ収集運搬業務事業について

協議第 2 8 号 合併協定項目 2 5－1 8 環境対策事業について

協議第 2 9 号 合併協定項目 2 5－2 8 青少年健全育成事業について

協議第 3 0 号 合併協定項目 2 5－2 9 男女共同参画事業について

4 第 7 回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について

日 時 平成 2 4 年 8 月 2 7 日（月）午前 1 0 時 0 0 分から

会 場 栃木市藤岡遊水池会館 大会議室

5 そ の 他

6 閉 会

別紙 3

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小保方事務局長	1. 開会 定刻となりましたので、ただいまから第 6 回栃木市・岩舟町合併協議会を開会いたします。 私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、合併協議会事務局の小保方です。よろしくお願いします。 本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきますので、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。
小保方事務局長	2. 会長挨拶 それでは、次第の 2「会長あいさつ」に入ります。 会長であります、鈴木 栃木市長からごあいさつを申し上げます。
鈴木会長	皆様、こんにちは。委員の皆様には、ご多用のところご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。また、お久しぶりでございます。今日は、時間が空いた分、かなりご協議をいただくことが多ございますし、また、重要な協議項目もありますことから、ぜひとも、慎重審議の上で、スムーズに合併協議が今後とも進行してまいりますように、皆様の引き続きのご支援と、そしてお力添えを心からお願いを申し上げるものでございます。今日も、傍聴の方も含めて、たくさんいらっしゃっていただいておりますありがとうございます。いよいよ、具体的な項目についての協議に入りますので、何卒、よろしくお聞き取りをいただきまして、我々がどのように協議をしているかということについて、ぜひ、皆様に確認をしていただければというふうに思います。それでは皆様、どうぞ今日もよろしくお願いをいたします。
小保方事務局長	ありがとうございました。
小保方事務局長	3. 議事 続きまして、次第の 3「議事」に入りますが、事務局から議事に先立ちまして、会議運営等に関しましてご報告させていただきます。

大阿久委員	まず、委員の変更でございます。 栃木市議会 6 月議会において、新たに高岩議長、大阿久副議長が就任されました。 それに伴いまして、高岩委員が従来 の 3 号委員から 2 号委員に、大川委員が 2 号委員から 3 号委員に変更となりましたので、ご報告いたします。 なお、大阿久副議長におかれましては、今回、初めての会議出席となりますので、ご紹介をさせていただきます。 栃木市議会 副議長 大阿久 岩人 様でございます。
小保方事務局長	はい。大阿久でございます。今後よろしくお願いいたします。
池田監査委員	よろしくお願いいたします。
小保方事務局長	よろしくお願いいたします。 次に、岩舟町におきまして、任期満了に伴う監査委員の交代がございました。 ご紹介をさせていただきます。 岩舟町 代表監査委員 池田 務 様でございます。 よろしくお願いいたします。 次に、委員等の出欠でございますが、柴田委員は、本日公務により欠席とのご連絡をいただいております。 なお、合併協議会につきましては、規約第 10 条第 1 項の規程によりまして、委員の 2 分の 1 以上の出席を持って会議を開催することとなっております。 本日の出席委員は 20 名で、定足数に達しておりますことをご報告いたします。 次に、本日の会議録署名委員でございますが、本日の署名委員は、岩舟町の富田委員と栃木市の大島委員にお願いいたします。 最後に、委員の皆様にお願いがございます。 会議中にご発言いただく際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通してのご発言をお願いするとともに、最初に市町名とお名前をおっしゃっていただいてから、ご発言願いたいと思います。 それでは、会議の議長につきましては、規約第 10 条第 2 項

鈴木会長	の規程によりまして、会長があたることとされておりますので、ここからの進行につきましては、鈴木会長、よろしくお願いいたします。 はい。それでは、お聞きのとおりでございます。進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 早速、議事に入ります。まず、審議事項であります。 議案第 11 号 平成 23 年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出決算についてであります。事務局から説明を願います。 (1) 審議事項 議案第 11 号 栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出決算について
山野井 T L	はい。それでは説明させていただきます。 総務計画班 山野井 でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、会議資料①の 1 ページをご覧ください。 議案第 11 号 平成 23 年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出決算について、別紙決算書のとおり、その監査報告を添えて認定に付する、というものでございます。 はじめに、27 ページをご覧ください。平成 23 年度事業報告書からの説明となります。よろしくお願いいたします。 この事業報告書は、昨年 5 月に開催されました第 1 回合併協議会において承認された平成 23 年度合併協議会事業計画の事業項目に沿って作成いたしました。 1 としまして、「合併協議会の開催」でございます。合併協議会は正副会長を含めまして総勢 26 名の構成でスタートし、第 1 回協議会を昨年 5 月に開催し、その後今年 2 月の開催に至るまで 4 回の会議を開催いたしました。 続きまして 28 ページ、29 ページをご覧ください。 2 といたしまして、「合併協定項目その他合併に必要な事項についての調整」でございます。 合併協議会の協議事項につきましては、法律に定めがあるものや特に住民生活に関わりが深いものを 56 の合併協定項目に位置付け、その調整内容のすべてを合併協議会において協議・確認・報告するものでございます。平成 23 年度の協議項目といたしましては、基本 4 項目と言われる「合併の方

	式」「期日」「名称」「事務所の位置」についての協議を行ない、「期日」を除く３項目につきまして協議会において確認をいただきました。 また、合併協議会の開催と併せまして正副会長及び幹事会の合同会議を４回開催し、合併協定項目についての協議・調整を行ないました。 ３といたしまして、「合併市町村基本計画の作成」でございます。合併市町村基本計画の作成にあたりましては、今年２月の第４回合併協議会におきまして、基本計画の策定方針（案）を承認いただくとともに、将来の人口推計や財政推計の基礎調査などを実施いたしました。今後は基本計画の素案を作成し、県との下協議、合併協議会での確認などを経まして、平成２４年度中に合併市町村基本計画の策定を行なう予定でございます。 次に４といたしまして、「事務事業等の一元化」でございます。 合併にあたりましては、電算システムのトラブルを原因とする住民サービスの低下など無いよう、外部の専門家にネットワークシステムの統合整備に関する業務を委託し、栃木市、岩舟町の電算システムなどの現況調査を行ない、現況と課題を整理いたしました。 ５といたしまして、「合併情報の提供」でございます。 合併情報の提供といたしましては、ホームページを昨年５月から公開し、会議資料や会議録の公開など情報の更新を随時行うとともに、今年３月には「協議会だより」を創刊し、住民の皆さまへ合併協議の状況について情報を提供を行ないました。 また、合併協議会の会議につきましては、すべて公開で実施し、これまでに延べ１８０名の方が傍聴されました。 続きまして、ページが戻りますが、４ページ、５ページをご覧くださいと思います。平成２３年度決算の説明でございます。「平成２３年度歳入歳出決算総括表」でございます。 歳入歳出予算現額１，５５４万４千円に対しまして、歳入決算額は１，５５４万３，６９３円、歳出決算額は５３０万１，９６９円、歳入歳出差引残額は１，０２４万１，７２４円となりまして、実質収支額及び単年度収支額につきましても同額でございます。
--	--

	少し飛びまして、１８ページ、１９ページをご覧ください。 歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。 １款１項１目１節市町負担金といたしまして、予算現額１，５５４万３千円に対しまして調定額、収入済額ともに１，５５４万３千円でございます。内訳でございますが、均等割５０％の負担割合に基づきまして、栃木市、岩舟町ともに７７万１，５００円の負担金となっております。２款１項１目１節諸収入につきましては、予算現額千円に対しまして、預金利息がございましたので調定額、収入済額ともに６９３円でございます。そして、負担金と諸収入を合わせました収入合計は予算現額１，５５４万４千円に対しまして、調定額、収入済額ともに１，５５４万３，６９３円でございます。なお、収入未済額につきましては、ございませんでした。 次に２０ページ、２１ページをご覧ください。 歳出でございます。１款運営費につきましては、予算現額４１６万７千円に対しまして、支出済額７６万５，９６９円、不用額３４０万１，０３１円でございます。 内訳につきましては、１項１目会議費の内１節報酬でございますが、会議に出席された委員さんに対しまして１回あたり４，５００円の報酬を支払いまして合計３３万７，５００円、８節報償費としてオブザーバーに対する謝礼８千円、１１節需用費といたしまして会議用消耗品１万８，１９０円、会議時のお茶購入といたしまして食糧費８，６９５円の支払いがございました。 また、２項１目事務費の内、４節共済費及び７節賃金につきましては、支出がございませんでした。１１節需用費といたしましては、ファイルなどの事務用品の購入としての消耗品費１０万２，１１９円、また印刷製本費といたしまして、消耗品費より流用を行ないまして、アンケート調査票や封筒の印刷費用として９万４，８１４円を支出いたしました。１２節役務費といたしましては、切手購入などの通信運搬費３万５，０３０円、１４節使用料及び賃借料といたしましては、会議資料などの作成のためのコピー機借り上げ料１４万９，６５１円、１８節備品購入費といたしましては、１１，９７０円の支出がございました。 続きまして、２款事業費につきましては、予算現額１，１２７万７千円に対しまして、支出済額４５３万６千円、不用額６
--	--

	74万1千円で行いました。 内訳につきましては、1項1目事業推進費といたしまして13節委託料でございますが、電算システム統合に向けた基礎調査を目的とした業務委託といたしまして259万3,500円、また、合併市町村基本計画作成などに伴う基礎資料収集を目的とした業務委託194万2,500円で行いました。 続きまして22ページ、23ページをお開きください。 3款予備費でございます。予算現額10万円に対しまして、予備費の充用はございませんでしたので、10万円が不用額となりました。 最後になりますが、平成23年度の決算につきましては、ただいまご説明申し上げましたとおり、残額が約1千万円程となりました。皆様もご承知のとおり昨年5月に第1回、7月に第2回合併協議会が開催されましたが、その後合併協議会自体の一時中断や岩舟町における住民投票の実施などによりまして、本格的に合併協議をする体制が整い協議が着手されたのは、今年2月の第4回合併協議会における基本4項目の協議からでございます。 平成23年度はこのような経緯がございましたことから、当初見込んだ作業スケジュールというものが、ずれ込んだ状況でございましたが、事務局といたしましては、合併協議に伴う全体的な作業スケジュールが滞りのないよう、その時々に応じまして効率的な作業スケジュールを組み立てるよう努めてまいりました。今後も予算の効率的な執行に心掛けて参りたいと考えております。 続きまして、26ページをご覧ください。平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会決算監査報告でございますが、監査委員を代表し板倉監査委員より監査の報告を行なう予定でございましたが、急きょ所用のため欠席となりましたので、替わりまして事務局が代読をいたしまして、監査委員からの決算監査報告とさせていただきます。 「平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会決算監査報告書。平成24年5月28日、平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出決算書及び証拠書類の内容について監査したところ、いずれも適正に処理されておりましたので報告いたします。平成24年7月20日。栃木市・岩舟町合併協議会 会長
--	--

鈴木会長	鈴木俊美 様 監査委員 板倉安秀 監査委員 石川伸治。」 以上が、決算の説明と監査の報告でございます。ご審議につきましてどうぞよろしくお願いいたします。 はい。以上議案第 1 1 号についての、事務局の説明でございます。ただいまの説明及び監査の報告につきまして何かございましたら皆様のほうからお願いをいたします。 ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	よろしいでしょうか？ それでは、ご意見ご質問等ないようですので、これにて質疑を閉じさせていただきます。 では、議案第 1 1 号について、皆様にお諮りをさせていただきます。 平成 2 3 年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出決算につきまして、ご承認をいただける委員の皆様におかれましては、景気よく拍手でお願いをしたいと思います。よろしくどうぞお願いをいたします。 ——— 出席委員全員より拍手あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。全員の拍手をいただきましたので、議案第 1 1 号 原案のとおりご承認をいただきました。 では、続きまして議案第 1 2 号であります。 平成 2 4 年度栃木市・岩舟町合併協議会補正予算（第 1 号）についてであります。事務局から説明を願います。
山野井 T L	議案第 1 2 号 平成 2 4 年度栃木市・岩舟町合併協議会補正予算（第 1 号）について よろしくお願いいたします。会議資料①の 3 0 ページをご覧ください。 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度栃木市・岩舟町合併協議会補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり提案する、というものでございます。3 1 ページをご覧ください。 平成 2 4 年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出補正予算（第 1 号）（案）でございます。

	歳入歳出予算の補正につきましては、ただ今平成２３年度決算の承認を受けまして、残額が１，０２４万１，７２４円ございますので、この残額を平成２４年度予算へと繰り入れるため、歳入歳出予算総額をそれぞれ３，５６５万１千円へと補正するものでございます。 補正予算の内容でございますが、歳入につきましては、４款１項１目１節繰越金を当初予算０円から補正額１，０２４万１千円を増額し、歳入合計を当初予算２，５４１万円から３，５６５万１千円へと補正いたしました。 また、歳出につきましても、歳入の増額に伴い３款１項１目１節予備費を当初予算１０万円から補正額１，０２４万１千円を増額し、１，０３４万１千円といたしまして、歳出合計を当初予算２，５４１万円から３，５６５万１千円へと補正いたしました。 以上、説明とさせていただきます。 ご審議につきましてよろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい、以上、事務局からの説明でございます。 それでは、ただいまの説明につきまして、皆様から何かございましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	よろしいでしょうかね？ それでは、質疑を閉じさせていただきます。 議案第１２号につきましては、原案のとおりご承認をいただきます方、また拍手にてよろしくお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 それでは、このように処理をさせていただきます。 なお、先に脱いでしまいましたが、暑うございますので、どうぞ上着をお取りください。 では続きまして、今度は協議事項に入ります。 協議第３号、これは継続協議の２号であります。合併協定項目の２ 合併の期日 についてであります。事務局から説明

鈴木 T L	をお願いします。 (2) 協議事項 協議第 3 号 (継続協議— 2) 合併協定項目 2 合併の期日について はい。事務調整班の鈴木と申します。よろしくお願いいたしますします。 それでは、別冊の会議資料②をご用意ください。会議資料②でございます。 表紙をめくって頂きまして、1 ページをご覧ください。 協議第 3 号 (継続協議— 2) 「合併協定項目 2 合併の期日について」協議を求める。というものでございます。 こちら合併の期日については、事務局よりご提案させていただくものでございます。 調整方針は、「合併の期日は、平成 2 6 年 (西暦 2 0 1 4 年) 4 月 5 日とする。」とさせていただきます。 3 ページをご覧ください。別紙、「合併の期日」についての考え方 をご説明させていただきます。 合併の期日について考慮すべき一般的な要因といたしましては、次の 2 つが挙げられます。 まず、住民生活に及ぼす影響として、市民サービスや各種事務事業が、住民生活に支障を生じさせないように期日を定める必要がある。 また、合併に伴う電算システムの移行や、各種事務事業の統合については、合併の日に安全かつ確実に実施するため、十分な準備期間を設ける必要があることから、土日を含む合併が望ましい、ということでございます。 次に、合併スケジュールにおいて考慮すべき点といたしまして、合併後のまちづくりを託す栃木市長選に岩舟町の住民が選挙権を得るためには、合併の期日は栃木市長、栃木市議選が行われる以前の日となる必要がございます。 こうしたことを踏まえますとともに、財政的な事務手続きなどに配慮いたしまして合併の期日は、平成 2 6 年 4 月 5 日とする。というものでございます。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたしますします。
鈴木会長	はい。以上、事務局からの説明でございます。

鈴木会長	合併協定項目 2 合併の期日 につきましては、重要な項目の一つでございますので、皆様のほうからご意見等を伺ってまいりたいと思います。ご質疑等ございましたら、よろしくお願いをいたします。 ——— 質疑応答なし ——— 大丈夫でしょうか？ それでは、質疑これにて閉じさせていただきたいと思えます。このことにつきましては、従前より、折りに触れて何度か議論もさせていただいてきたかと思えますので、今回具体的に 4 月 5 日とするということでご提案をするものでございます。 それでは、お諮りをさせていただきます。 協議第 3 号 合併協定項目 2 合併の期日につきましては、原案のとおりご承認をいただけます方、拍手にてよろしくお願いします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。これにつきまして、原案のとおりご承認をいただきました。 それでは続きまして、協議第 1 4 号 合併協定項目の 8 地方税の取扱いについてであります。事務局より説明を願います。
鈴木 T L	協議第 1 4 号 合併協定項目 8 地方税の取扱いについて はい。4 ページをご覧ください。 協議第 1 4 号「合併協定項目 8 地方税の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。 調整方針については、関係項目ごとにご説明させていただきます。 6 ページをご覧ください。関係項目 1 個人市町民税です。個人市町民税は、前年の所得に対して課税される税であり、1 月 1 日に住所のある市町で、県民税と併せて課税されます。現況をご覧ください。2 の 税率のうち、均等割は、所得の大小にかかわらず、年額 3, 0 0 0 円、所得割は、前年の所得金額に

税率をかけまして計算いたします。この税率は地方税法上の標準税率であります6%を適用しています。ご覧のように、3の納期、4の減免に差異がございますが、1の納税義務者、2の税率、5の非課税に差異がございませんので、調整方針は「個人市町民税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時までに統合し、減免については、栃木市の例により合併時に統合する。」とさせていただきます。

続きまして8ページをご覧ください。関係項目2 法人市町民税です。市町内に事務所などを持つ法人に課税されます。均等割については、地方税法上の法人区分である資本金や従業員数に応じた標準税率に1.2をかけまして課税しております。また、法人税割は、国税として申告した法人税額を課税標準として、制限税率であります14.7%をかけて算出しております。両市町とも差異がございませんので、調整の方針は「法人市町民税については、現行のとおりとする。」とさせていただきます。

9ページをご覧ください。関係項目3 固定資産税です。固定資産税は、土地・家屋・償却資産の価格に応じ、毎年1月1日現在の所有者に対して課税されます。現況でございますが、3の納期以外の納税義務者、税率、及び減免については両市町とも差異がございませんので、調整の方針は、「固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時までに統合する。」とさせていただきます。

10ページをご覧ください。関係項目4 軽自動車税です。現況でございますが、11ページの岩舟町の小型特殊自動車のうち、農耕作業用の税率区分が3種類に細分化されております。また、納期や課税免除についても差異がございますので、10ページに戻りまして、調整の方針は、「軽自動車税については、栃木市の例により合併時に統合する。」とさせていただきます。

12ページをご覧ください。関係項目5 市町たばこ税です。市町たばこ税は、たばこの製造業者や輸入業者などに対し、小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じて課税される税金です。調整の方針につきましては、両市町で差異がございませんので、「市町たばこ税については、現行のとおりとする。」とさせていただきます。

鈴木会長	13 ページをご覧ください。関係項目 6 鉱産税です。鉱産税は、鉱物を採掘した方に、その鉱物を売り渡した価格に応じて課税される税金です。現況でございますが、岩舟町は鉱産税がないことから、調整の方針は、「鉱産税については、栃木市の例により合併時に統合する」とさせて頂きました。 14 ページをご覧ください。関係項目 7 特別土地保有税です。特別土地保有税は、平成 15 年度より新たな課税を行わないことになっておりますので、調整の方針は、「特別土地保有税については、現行のとおりとする。」とさせて頂きました。 15 ページをご覧ください。関係項目 8 都市計画税です。都市計画税は、都市計画法に基づいて行われる公園、道路、下水道などの都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されます。原則として、都市計画法による市街化区域内に所在する土地や家屋を対象に、毎年 1 月 1 日現在の所有者に対し課税されます。現況でございますが、2 の税率をご覧ください。栃木市内でも地域により差異があり、栃木地域は制限税率であります 0.3%、大平地域は 0.2% を課税しております。それ以外の藤岡地域、都賀地域、西方地域には課税をしておりません。平成 27 年 3 月までに再編することで検討を行っている状況でございます。この様なことから、調整の方針は、「都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、現在栃木市において均一課税の検討が進められており、平成 27 年 3 月までに再編されることを勘案し、合併後 5 年以内の早期に再編する。ただし、納期については、栃木市の固定資産税の納期の例により合併時まで統合する。」とさせて頂きました。 16 ページをご覧ください。関係項目 9 入湯税でございます。入湯税につきましては、現在、栃木市のみが課税をしておりますので、調整の方針は、「入湯税については、栃木市の例により合併時に統合する。」とさせて頂きました。 17 ページから 22 ページには関係法令や他市の状況、23 ページから 26 ページには先進事例を掲載しておりますので後ほどご確認いただければと思います。 以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。 はい。以上、地方税の取扱いについての説明でございました。それでは、このことにつきまして、皆様からご質疑をお受けし
------	--

安藤委員	たいと思います。何かございましたらお願いをいたします。 はい。どうぞ。今、マイクをお持ちします。 岩舟町の安藤です。よろしくお願いします。 都市計画税について３点ほどご質問させていただきたいのですが、まず、市街化区域に所在する土地および家屋の所有者ということで、岩舟は現在課税されていないところなのですが、こちらが課税になった場合、何件くらいのお宅で、大体どのくらいの負担というかたちになるのか、もしお分かりでしたらちょっと教えていただきたいというところが１点と、あと、２７年３月までに再編、栃木市さんのほうでされるというところなのですが、岩舟町もこれに合せて再編されてしまうのかどうかというところが、まず１点、それから、合併後５年以内の早期に再編するというところなのですが、今まで課税されていないところのもので、できましたら早期にというところは、なるべく猶予期間をとっていただければなというお願いです。以上３点お願いします。
鈴木会長	はい。それでは、１点ずつについて事務局のほうから説明をお願いします。
税務分科会寺内	栃木市資産税課 寺内と申します。 岩舟町さんの納税義務者といたしましては、３，７３１名をシュミレーションしております。
税務分科会熊倉	栃木市市民税課の熊倉です。 まず、早期の時期ということなのですが、この早期の時期につきましては、先ほどの事務局さんの話からありましたとおり、現在栃木市では、庁内で都市計画税に関する検討会を組織して検討を重ねております。この検討会の中で、十分検討を重ね決定されるものと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。
鈴木会長	二番目の質問は、岩舟町との合併によって、今の岩舟町にも２７年３月までに一緒になるのかという質問です。
税務分科会熊倉	失礼しました。その辺も含めて、この都市計画税の検討会の

	中で十分に検討を重ねて決定されるものということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。そして、この検討会ですが、現在のところ、栃木市の庁内で組織されておりますが、岩舟町の方々にも組織に加わっていただいて、一緒に検討を重ねて、判断をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。
鈴木会長	すみません。整理の為に、もう一つ私のほうから。 まず、その都市計画税を徴収する際は、いつまでに徴収しなければならないのかという決まりがあるのか、ということ。それから、ここに書いてある「合併後５年以内」というのは、栃木市と岩舟町の合併後５年以内であるならば、それは許される法定期間内なのか、これについての説明も合せてしてください。
税務分科会熊倉	まず、岩舟町さんとの合併の方ですが、合併特例法上では、合併後５年間の不均一が認められるという形にはなっておりますので、それを前提としながら、検討会のほうで、十分協議を重ねて、決定していくという形の流れになると思います。岩舟町との調整は、合併特例法では５年以内という形が認められるということになると思います。
鈴木会長	はい。着席してください。 現在は、現栃木市ですら、まだ、地域によって都市計画税の課税が不均一になっておりまして、それについては、合併後５年以内に均一にしなければならない、という制約があり、現在その５年以内に均一にすべく検討しているところでありますが、これに加えて、その栃木市と岩舟町が合併をするとなったら、あくまで、栃木市と岩舟町が合併してから５年以内に岩舟町との間の都市計画税を均一にすればいいという、そういうことでいいのですか？
税務分科会熊倉	そのような理解でよろしいかと思います。
鈴木会長	はい。つまり、今栃木市で進めている、平成２７年までに統一しなければならないという義務は、岩舟町との合併には適用されるものではないということでもいいですね？

税務分科会熊倉	そのような理解で大丈夫だと思います。
鈴木会長	はい。 では、３番目のご質問。「合併後５年以内の早期に再編」とあるけれども、なるべく早期にしないでほしいという、これは要望と言いますかね。これについては、どうですか？
税務分科会熊倉	はい。先ほども申したとおり、これに関しては検討会を組織して協議をしております。その検討会に、先ほども申しましたが、岩舟町にも早い段階から参加していただいて、その中の協議をして決定されるものと思いますので、十分協議を重ねて決定されていくものと思われます。
鈴木会長	どうも、説明がちょっと納得できないと思うよ。つまり、その検討会、検討会というのは、あくまで今は栃木市内の検討会でしょう。だから、それにまず岩舟町の職員の方というか、そういう方にも、今から加わってもらっちゃうということですか？
税務分科会熊倉	はい。おっしゃるとおり、検討会の方に、岩舟町さんの職員も参加していただくように今のところ進めているような状況でございます。
鈴木会長	はい。加わっていただくとして、その検討の対象とすべきは、栃木市内の不均一を均一にする時期と、岩舟町との間の不均一を均一にする時期と、それを合せるということですか？
税務分科会熊倉	今後、検討会の中でも話されると思うのですが、その場で検討して、判断されるものと思われますので、合せるかということ、その検討会によって判断されるということになるかと思うので、基本的には、その中で判断されるのですけれども、十分岩舟町さんの意向も反映されると思いますので、それを反映した形で決定されると思います。
鈴木会長	今の説明を聞いていると、ニュアンスとしては、平成２７年の３月までに栃木市が均一にしなければいけないのだけれど

小保方事務局長	も、その時までには、岩舟町との間も均一にするかのようなニュアンスが非常に強く感じられるのですよ。だとしたら、この調整の方針で、「合併後５年以内の」という必要はなくなってしまいうわけでしょう？その辺はつきり説明してください。 はい。只今の説明から読み取りますと、不均一課税自体は５年間という猶予期間があるということで、５年以内という表現を使っておりまして、現在、検討会の中でも、まだ十分、その辺の再編の時期を決めていないということで、不均一課税の５年以内という言葉と相反する「早期に」という言葉と、両方使うような形で、いわゆる、いつごろ再編するかもはっきりわからない調整方針になっておるかと思いますが、その辺現在の検討状況を表している、苦労してこういった形の調整方針としたということかと思いますが。
鈴木会長	はい。では、こういうことでいいですね。 岩舟町との合併に際して、合併後、岩舟町において都市計画税が導入され、その比率がどうなるかということについての一番長い期間は、先ほどの合併期日からすると、平成２６年４月５日をもって合併をするということですから、その時から５年以内には、何が何でも、都市計画税を導入するとすれば、導入しなければならない、最長はその時までだということでもいいのですね？
小保方事務局長	はい。それでよろしいかと思います。 それでいいのですね？ はい。ということで、始まり、つまりもっと早い時はどうなるかということについては、要するに、これから相談しますということなのでは？だけど、何も栃木市側で今検討しているのは、遅くとも栃木市側は２７年３月までがタイムリミットなのだけれども、その時に一緒に岩舟町においても、導入してしまうという可能性もないわけではないけれども、でも、一緒にしなければならないものでも、もちろんないので、一番長いスパンでいくと、２６年４月５日から５年以内ということになるのかというのが説明ということでもいいですか。 はい。それを踏まえて、安藤さんどうぞ。何かありましたら。

安藤委員	できましたら、「早期に」という文言は削除いただければいいのかなというふうに思います。あの、実際岩舟の町民の方、都市計画税って知ってらっしゃる方あまりいないのかな、私も知らなかったですし、というところで、告知したり何だりという期間もあるかと思いますので、ぜひお願いできればと思います。
鈴木会長	はい。では、このことにつきまして、他の皆様。 はい。富田委員、どうぞ。
富田委員	岩舟町の富田でございます。今の安藤委員からの質問に尽きるところがあるのですが、会長さんの大分配慮いただいた答弁をしていただいたと受けとっております。 都市計画税については、岩舟町は課税しておりません。初めてこれが課税されるかどうかということです。これまでの経過から見れば、前栃木市が合併いたしまして、最長期間を猶予期間といたして、周知期間としておいてきたと。私はこういった点考えるなら、当然、都市計画税とは何ぞやから、都市計画税は一定の目的税でもあるわけです。こんな事業も使っているんだよ、そして、こういう計算方法で徴収される。これにはですね、一定の期間が必要である。この文言で言うならば、27年3月ということにもとれるわけです。そのへんは、明確にしなければならないと同時に、これまで栃木市の合併の中で得た最高の期間、これに近い形の周知期間を、私は設定すべきではないか、このことを要望したいと思います。いかがでしょうか。
鈴木会長	はい。ひとまずお聞きしておきまして、他にこのことにつきましてのご質問やご意見がありましたら。 ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	よろしいですか？ はい。では、お二方の意見・要望は、「合併後5年以内の早期に」というのはどうだろうか、これを取ってもらえないだろうかということでございますが、事務局としてはどう考えますか？

小保方事務局長	はい。調整方針の変更、結構大きな、重要な部分かと思いますが、本日こちらの調整方針の結論を出すということではなく、一旦預からせていただきまして、継続協議というような形でお時間をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか？
鈴木会長	はい。では、事務方の調整等もあるのでしょうかから、ここは事務局のとおり、ちょっと預からせていただいて、次回に結論を出させていただくということで、よろしいですか？
安藤委員	よろしくをお願いします。
鈴木会長	富田さんもよろしいですか？
富田委員	——— 了承 ———
鈴木会長	他の委員さんもそういうことで、ちょっと時間をくださいということでございますが、この項目につきましては、本日は保留ということで扱わせていただきたいと思います。これでよろしいでしょうか
	——— 出席委員了承 ———
鈴木会長	では、そのように措置をさせていただきます。 では次に進みます。協議第15号 合併協定項目の9 地域自治制度の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。
	協議第15号 合併協定項目9 地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについて
鈴木TL	はい。27ページをご覧ください。 協議第15号「合併協定項目9 地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。 調整方針は、「地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第23条の規定に基づき、合

	併前の岩舟町の区域に「地域自治区」を設置する。 なお、同法第２３条及び第２４条の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、別紙の各条文による。」とさせて頂きました。 ２８ページをご覧ください。この制度は、栃木市のみの制度でございまして、合併前の大平町、藤岡町、都賀町及び西方町の区域ごとに地域自治区を設置してございます。地域自治区設置の経緯でございますが、まず、合併に対する住民の大きな不安といたしまして、役場が遠くなり不便になるのではないか、住民の声が行政に届かなくなるのではないか、また住民サービスも低下するのではないか、各地域のまちづくり、歴史、文化、伝統が失われるのではないか、などがあり、その不安を解消することが求められました。また、各地域のまちづくりや歴史、文化等を継承し、地域の生活環境を維持するために、新市においても引き続き行政と住民の協働のまちづくりの推進が必要です。 設置理由といたしましては、合併の不安を解消する上で法令に基づく制度であり、住民代表組織である地域協議会と、地域の行政機関である地域自治区事務所の設置、さらには地域協議会の意見に対する市長の尊重規定があり、地域のまちづくりを進める上で望ましい仕組みであること、地方自治法にも定めがあり、継続的に制度の利活用が可能であることなどから、地域自治区を設置いたしました。 ３０ページをご覧ください。栃木市及び下都賀郡岩舟町の配置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書でございます。まず、第１条でございますが、設置区域につきましては、合併への不安解消を第一に考慮し、合併前の岩舟町の区域に地域自治区を設置するものであります。第２条の名称につきましては、合併特例法に基づく地域自治区を設置しますと、その名称を住居表示に用いるものとされております。また、名称については岩舟町とするものであります。なお、新市における町名、字名につきましては、次の協議事項であります「町名、字名の取扱い」の中でご説明をいたします。第３条の設置期間につきましては、平成２７年３月３１日までとさせて頂きます。また、地域自治制度の期間終了後のことについて、栃木市において現在検討を行っている状況でございしますので、今後のあり方について方向性が固まり次第、またご報告さ
--	--

	せていただきます。第4条の地域自治区の事務所の名称につきましては、岩舟総合支所、位置及び所管区域は、合併前の岩舟町役場の位置及び合併前の岩舟町の区域とするものでございます。第5条の地域自治区事務所の所掌事務でございますが、 (1) 住民の利便性を低下させないことを基本として、住民生活に直結した窓口業務及び保健福祉サービス等に関すること。 (2) 地域で処理することが効果的な、農林施設、観光施設、建設・土木施設等の維持管理に関すること。(3) 地域の特性を活かしたまちづくり、従来から継続する個性ある施策の実施、その他地域振興の推進に関すること。(4) 地域の公共団体等の活動支援、その他地域自治及び住民自治の推進に関すること。(5) 地域協議会に関すること。(6) 総合支所の庶務及び施設の維持管理に関すること。(7) 地域自治区で所掌することが適当と認められる事務に関すること。でございます。第6条の区長の設置についてであります、法第24条第1項の規定により地域自治区に区長を置くものでございます。区長の設置期間は平成27年3月31日でございます。区長は、地域の行政運営に優れた識見を有する者の中から市長が選任するものでございます。第7条の区長の役割についてありますが、地域の特性や資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び地域自治区内の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図ることとされております。地域自治区の代表者である区長が地域の団体や住民の意見調整や集約を行い、地域の声として市長等に届けることにより、地域住民の不安解消、及び行政と地域住民の良好な関係の構築に寄与するものと考えております。 32ページをご覧ください。第9条の地域協議会の組織であります、委員の定数は、15人以内とするものです。地域協議会は、地域住民の多様な意見を調整・集約し、その意見を市長に発信したり、市長からの諮問事項に対しての答申機能、自発的意見発信機能等を有することとなります。地域協議会の委員の選任につきましては、地域協議会は、地域の多様な意見を調整・集約するとともに、地域協議会が地域自治の要として、まちづくりの推進や住民活動の連携強化において実働的な役割を果たす期待から、地域自治区の区域内の公共的団体が推薦する者、学識経験を有する者、公募に応じた者を市長が選任す
--	--

	るものであります。第 10 条の地域協議会の委員の任期につきましては、平成 27 年 3 月 31 日までとするものです。 33 ページをご覧ください。第 12 条の地域協議会の権限でございます。(1) 地域自治区の事務所が所管する事務に関する事項(2) 市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項(3) 地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項これらについては、市長等からの諮問に対する答申及び自主的に審議し、意見を発信することができるとなっております。また、市の施策に関する重要事項で区域に係るものを決定、変更する場合や合併市町村基本計画を変更する場合には、市長があらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならないとなっております。なお市長は、地域協議会から示された意見を勘案し、必要があると認められる時は適切な措置を講じなければならないと定められております。新市におきましては、合併後に調整するとされた事務の調整や岩舟地域を含めた総合計画等、各種計画の策定に関する事項、地域自治区の設置期間経過後の地域自治の在り方に関する事項につきましては、市長があらかじめ地域協議会に対し意見を聞くものとするものです。 以上が、地域自治区及び地域自治区の区長の設置の設置に関する協議の内容でございます。35 ページには先進事例を掲載しております。 28 ページに戻りまして、具体的な調整内容でございます。こちらは合併時に岩舟町の区域に地域自治区を設置する。なお、栃木市に設置している地域自治区(大平町、藤岡町、都賀町、西方町)については、現行のとおりとする。とさせて頂きました。 以上で地域自治制度の取扱いについての説明を終わらせて頂きます。ご協議の程よろしくお願いいたします。
鈴木会長	今、最後に読んだ、「大平町、藤岡町、都賀町については現行のとおりとする」というのはどこに書いてあるのですか？
鈴木 T L	28 ページの右端の具体的な調整内容でございます。
鈴木会長	はい。調整の方針のほうには書いてないですね。

鈴木 T L	はい。調整内容でございます。
鈴木会長	はい。じゃあ、そこ少しご注意をいただきたいと思います。 以上、地域自治制度の取扱いについての説明でございます。 少しお分かりにくいかもしれませんが、皆様のほうから、ご質問やご不明な点、ご意見等がございましたらお願いをいたします。 はい。どうぞ、富田委員。今マイクをお持ちします。
富田委員	岩舟の富田でございます。 地域自治区制度、これは合併後における、街づくり等においても非常に大きな役割を担うのではないかと、そんなふうに私は考えております。この法律でもって5年間、一つの合併特例法の扱いがございます。この27年3月31日という一つの区切りもあるのですけれども、この期間後の、本来ならば岩舟町の合併から、特例法を使って5年間ということもできないわけじゃないと思います。これに、今後の新しい栃木市のまちづくりをするにあたって、やはり住民も一緒に参加できる役割を果たす、こういった点では、こういったものをこれからも残していく、これに代わるものを創っていく、こんなことが私は必要と考えております。また、栃木市が新たに創られました自治基本条例ですか、その14条等についても市民参加のことがうたわれておるわけでありまして。こういった考え等からみても、この自治制度が、今後どうなっていくのかということが重要でありまして、それについて会長さんの考えをお聞きしたいと思います。
鈴木会長	会長の考えですか？
富田委員	協議会のもいいのですけれども。
鈴木会長	はい。では、最初に事務局のほうから、大丈夫ですか？ 事務局からまず答弁願います。
企画分科会田中	はい。企画分科会の田中と申します。よろしくお願いいたします。 ご質問については、設置期限を平成27年3月31日以降、

	今の現在の地域協議会に代わる、地域自治区協議会に代わる制度についてというようなお話だと思います。 設置期限後につきましては、一市三町の合併、また、西方町との合併の際に作られました、新市まちづくり計画におきまして、新市のまちづくり体制というところで、その方向性が示されておりまして、設置期間経過後につきましては、基本的な枠組みである、住民代表組織と地域行政機関の設置を前提としつつ、地域の住民の意向を把握し、より良い仕組みを構築するという方向性が示されておるところです。こういったことから、現在栃木市では、三年後の設置期限を見据えまして、新たな地域自治制度の構築をすべく、検討会議を設置しまして、この新たな地域自治制度について検討を進めているということになっております。今現在、検討会のほうは進めておりますけれども、この8月から市民検討委員会を立ち上げまして具体的な検討に入っているというような段階に入っています。具体的な内容についてはこれからですので、その結果について、また地域協議会にご協議をしながら進めていくということで、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。富田委員。
富田委員	はい。では、確認いたしますけれども、この期間が終わっても、これに代わるもので継続していくということは、確認してよろしいですね？
鈴木会長	はい。答弁。
企画分科会田中	新たな制度として、何らかの形で住民代表組織、そういったものを設置していくという考え方です。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	旧西方町との合併に際しては、地域自治区の設置について調整の方針そのものは今言われたような方針でしたか？
企画分科会田中	新市まちづくり計画での。
鈴木会長	ああ、これはまちづくり計画ですね。

企画分科会田中	はい。新市まちづくり計画で、設置期限後の基本的な枠組みというものが示されております。
鈴木会長	西方町との合併協議に際しての、調整の方針の文言は、今回の今話題になっている、この調整の方針の文言と比べてどうなんですか。同じでいいんですか？
企画分科会田中	はい。同じでございます。
鈴木会長	同じね。はい。ということです。 それで、西方町との合併協議に際しては、一市三町での合併が、22年の3月29日に成立してから、約1年ちょっと経った時点での合併でございましたので、その時点で既に発足していた地域自治区も、もう1年半くらいが経過していたわけですね。その時点で西方町と合流をしたわけですが、その西方町との合併に際しては、西方町に置く地域自治区はそこから5年間という5年ではなくて、既に先行して一市三町での合併で1年半くらい経過した残りの期間に、西方町も合せたのですね。従いまして、今ここで協議をしていただいている岩舟町さんとの合併に際しても地域自治区の設置期間は、当初の一市三町で合併して発足した地域自治区の5年の残り期間、26年4月に合併しますと、約1年しかないわけですが、それまでとさせていただきたいと。では、それで無くなってしまいかということではなくて、その後はどのような地域自治制度にするかを、今もう既に検討を開始しているので、27年の3月以降は何らかの地域自治制度は、引続き必ず設置しますと。ですから、その設置する制度は、引き続きこの地域自治制度にするのか、別の制度にするのかを含めて検討をし、必ず何らかの地域自治制度は存続しますということでやっております。その辺りが、先ほどの、33ページの第12条の2項 市長は地域協議会の意見を聴かなければならない。という中の(6)この協議書による地域自治区の設置期間経過後の地域自治のあり方に関する事項、これについては必ず地域協議会の意見を聴かなければならないというふうになっております。ここにいう地域協議会とは、合併後の岩舟町地域に置かれる地域協議会に対して必ず意見を聴かなきゃだめですよということになって

	いるのもそういう趣旨でございます。従いまして、期限経過後の地域自治制度については、必ず何らかの地域自治制度が、現在の栃木市としては設けることを考えておりますし、合併後の岩舟町との間でも、もちろんそうしていきたいということでございます。よろしいでしょうか？ はい。では、このことについて他にございましたら、お願いをいたします。 なお、同じ地域自治区というのですけれども、今話題になっているのは、合併特例法に基づく地域自治区なのですね。もうひとつ同じ言葉なののですけれども、地方自治法に基づく地域自治区というの也有るのです。両方の一番大きな違いはですね、地方自治法に基づく地域自治区の場合は、エリアは問わないのです。逆に、合併特例法に基づく地域自治区というのは、旧市町単位でしか設置できないのです。だから、合併特例法に基づく地域自治区は岩舟町をさらに2つか3つに分けて、それぞれに地域自治区を置くということとはできないのですねですから、旧栃木市にだけは、地域自治区がないのです。これは、旧一市三町との合併協議に際して、当時の栃木市のほうからは、うちはそのようなものは置かなくてもいいのではないかとということで、旧栃木市、今の栃木地域にだけは地域自治区は置かれていないのですね。でも、あとの3つについては、それまでの旧町単位でしか置けないということです。ところが、自治法上の地域自治区になりますと、その中をさらにいくつにわけてもいいということです。これが大きな特徴です。それともう一つの特徴は、合併特例法に基づく地域自治区の場合の区長。これは民間からでも選べるわけです。しかし、自治法上の地域自治区になりますと、区長は民間からは選べないですね。違いましたか？
本橋地域まちづくり課長	区長は置けない。
鈴木会長	置けないのですでしたか。 区長とは言わないけれども、要するに代表的な人は、職員しかなれないというふうな違いはあります。 そういうことも含めて、あるいは、宇都宮市などでは、市独自の地域自治制度を作っていたりしますので、そういうことも含めて研究をするということでございます。

	地域自治区に関しては、多少私も思い入れがありましたので、ついしゃべってしまったわけではありますが、そのようなことについて地域自治区は考えているということでございます。では、ご意見ご質問等よろしいでしょうか？ ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	はい。それでは、お諮りをさせていただきます。 地域自治制度の取扱いについては、この原案のような方針で臨むということでご承認を賜れる方につきまして、何卒拍手でよろしくお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。 それでは、このように取り扱わせていただきます。 では続きまして、協定項目の１８ 町名、字名の取扱いについてであります。事務局から説明を願います。
鈴木ＴＬ	協議第１６号 合併協定項目１８ 町名、字名の取扱いについて はい。３６ページをご覧ください。 協議第１６号「合併協定項目１８ 町名、字名の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。 調整の方針は、「町名、字名については、原則として従前のおりとし、大字を冠する字名は大字を削るものとする。」とさせて頂きました。 町名、字名につきましては、地域の歴史や文化が染み込んだ、住民にとって愛着が深いものでありますことや、明治、昭和の大合併で統合された旧村の区域として引き継いだものも多くありますので、具体的な調整内容は、岩舟町の字名については、原則として従来のおりとし、大字に関する字名は大字を削るものとする。また、地域自治区を採用する岩舟地域においては、字名の前に、地域自治区名の名称を冠することとなります。 具体的な例を申し上げますと、４１ページをご覧ください。合併後の住居表示についてであります。合併後の岩舟町役場の住居表示を例にいたしますと、栃木市岩舟町静５１３２番地

	2となります。また、地域自治区設置期間終了後の住居の表示につきましては、住民の方の混乱をさけることから、設置期間終了後も変わらず、同じ表示となるよう手続きを行うこととなります。 下段をご覧ください。参考といたしまして、岩舟町における合併前と合併後の住所の比較を掲載おりますので後ほどご覧いただければと思います。 戻りまして、39ページには関係法令、40ページには先進事例を掲載しております。 以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。以上が、町名、字名に関する説明でございます。 このことにつきまして、何かございましたらお願いをいたします。 はい。どうぞ。今マイクをお持ちします。
小倉委員	岩舟の小倉と申します。 これは卑近な例なのですがすけれども、私の住んでおります、岩舟町の大字下岡というところは、今世帯が48世帯なのですがすけれども、同じく隣の大字上岡というところは二十数世帯、非常に小規模な地域なのですがすけれども、現時点では皆さん非常に頑張っているのですがすけれども、その小さな20世帯等での一つの自治区という場合に、今後将来、役員さん、自治会長さんとか、色んな会計さんも含めて、同じ方が10年以上もやっているような地域があり、今後の高齢化を考えた場合には、何らかの形で、合区、地域を一緒にするとか、あるいは、逆に世帯が非常に増えた所での分区のような形を、ぜひ制度上考えていただければありがたいなと。極端なこと言うと、10世帯以下になった時にはどうするところでの、地方自治法でも、この変更についての規定はあるようのですがすけれども、この辺が、非常に広域になった栃木市の中で、住民サービスとか、あるいは地域の自治を整備させるという中では、非常に大きな差が出てくるかなと思いますので。今、非常に、小さな地域の皆さん頑張っている役員さんが何年も続いてやっではいるのですがすけれども、今後の少子高齢化の状況を考えますと、あと10年15年経った時にはどうなるのかなというのが、非常に心配なものですから。そういったところでの、ある目安なり、手続き的に具

鈴木会長	体的にどんな形をとったらいいのかを検討いただければありがたいと思います。以上です。
小保方事務局長	はい。それでは、答弁願います。 はい。只今のご質問に対しましてお答えを申し上げます。 只今のご質問、ご要望の趣旨といたしましては、行政区の単位である自治会の関係、小規模な自治会についての将来的な配慮、対応をといるところでのご質問かと思ひます。こちらにつきましては、現在、どうこうするという調整方針を出すというよりも、これは岩舟町に限らず、栃木市全域に関わる問題でもござひますので、委員さんがおっしゃったような趣旨を踏まえて、今後栃木市におきまして、合併前からでも検討をしていく必要があろうかなと思ひておりますので、ご趣旨を踏まえて今後検討させていただきたいということでの回答でいかでしょうか？
鈴木会長	自治会というのは、あくまで自主的な市民町民の皆さんの組織でござひまして、行政が決めるものではないのですね。だから、自治会がとても小さくなってしまつて、これ以上維持できないとか、じゃあどうするのだということについても、基本的には皆さんで決めていただくしかないのです。ご相談いただければ、もちろん行政としてアドバイスとかはさせていただきますけれども、最終的には、自治会を統合するもしないも、分けるのも、それは全て関係する皆さんによって決めていただくしかないというところがあるものですから、ですから、これについては自治法上の定めとかはござひませんので、そのように皆さんでお決めいただくしかないというのが実情でござひます。さっき議題になっていた、地域自治区というものは、岩舟地域全域のことありますから、個々の自治会のことではありせんので、自治会に関してはそんなことで、皆さんで考えていただくしかない。それは何も小倉さんが住んでおられる所だけでなく、今の栃木市内でもありますしね、そう言つたらなんですけれども、藤岡地域なんか同じように非常に小さい戸数しかない自治会というのもあったり、大平地域にもありますし、みんなありますので、それは同じ悩みかなというふうに思ひます。そんなところでよろしいでしょうか？

小倉委員	はい。
鈴木会長	はい。 はい。安藤委員。
安藤委員	岩舟町の安藤です。 旧町名が、栃木市になっても「栃木市岩舟町」という形で残るということで、町名残してほしいという方が結構いらっしゃると思うので、これはこれでいいのかなと。まあ、大平町さんなり、藤岡町さんなりというところで、同じようにやられているということなので、そちらはそちらでということなのですから。逆にこの町名が残っていくことによって、これから何か弊害が出なければいいなという部分があります。古い町の部分を、言い方が悪いですが、引きずってしまうような部分ももしかして出てくるのかなというふうな懸念がありまして。その辺のところは、合併後のお願いということになると思うのですけれども、何か新市の、全市にですか、一体感が生まれるような何か仕掛けというものがもしありましたら、行政の方ですとか議会の方、私たち住民ももちろん協力しながらという形になると思うのですけれども、そういった仕掛けを今から考えていただければなというふうに希望します。以上です。
鈴木会長	はい。では、事務局。もう一度説明をお願いします。
小保方事務局長	はい。只今のご質問の趣旨といたしましては、旧町名が残ることで、それが弊害とならないように、新市の一体感が醸成できるようなものというご要望かと思います。 こちらに関しましては、現在の栃木市におきましても、一市三町が合併しまして2年3ヶ月、あるいは西方町が合流いたしまして10ヶ月経つわけですが、なかなか新市の住民の皆さんの一体感を醸成するようなイベントということになりますと、色々な既存のイベントについて、合併を記念してというような冠をつけて、一体感を醸成するような努力はしていますが、明確に新市の一体感に資するようなイベントというのは、ちょっと力不足かなというのは、私個人的な意見としては感じているところでもありますので、今後岩舟町さんも一緒になる

鈴木会長	ということであれば、そういった新市の一体感を醸成するためのイベント的なものは積極的に考えていく必要があるのかなというふうには思っております。 私のほうからまた少し補充をいたしますと、安藤さんがおっしゃるご趣旨は、せつかく合併をして一つになっていこうとするのに、旧町名等が残っていることによって、いつになってもそこからの帰属意識というものが抜けないのではないかと、かえってガラガラポンでやってしまったほうがいいのではないかという、極端に言えばご意見かと思えます。これは、旧一市三町、西方を入れた一市四町の合併に際しても同じようなご意見があります。それは、ある意味おっしゃるとおりの面もありますよね。と同時に、やはりご自分が住んでおられる地域への愛着という点からすると、やっぱり自分の地域の名前は残してほしいという意見も大変多いわけでございます。その観点からどうするかということは、重要な決断項目になるのですが、ただ、それに加えて一つ複雑なのはですね、さっきの説明の中にあつたのですけれども、地域自治区を置く場合は、そこに地域自治区が置かれているということを、わかりやすく言えば、住所の中に表示しなさいよということになっているのです。これは、義務なのですね。地域自治区を置く以上は、だから岩舟には地域自治区が置かれているのだよということを表示しなさいということになっている。その表示の仕方としては、やっぱり岩舟を残すしかないのです。だから、そちらの観点からは選択の余地がないのです。地域自治区を置く以上は、岩舟町は残さざるを得ない。というのが結論なものですから、やむを得ない。やむを得ないというか、よかったということも含めてですね。これは動かしようがないのです。ただ、地域自治区がなくなった以降は、どうするかという問題が残るわけですね。じゃあその時点で、この際岩舟町エリアも含む、大変広くなる栃木の中でもう一回、住居表示を見直して新しくするのかということも考えられるわけですが、やはり、そう頻繁に変えていたのでは、手紙書くのも住所がわからないとか、その度に名刺の住所変えなければいけないとか、色々ありますのでね、地域自治区がもし置かれなくなったとしても、そのままにしようかというのが今の考え方なのですね。ですから、岩舟町というのは合併後も基本的には残っていくということでご理解をい
------	--

	ただかざるを得ないのかなと。それとは別に、大きくなった栃木市民という意識も早く持っていただきたいというのも、安藤さんのおっしゃるとおりなので、それはそれで、別のやり方で何とかやっていくしかないなあというところで、今の栃木市のほうでも悩んでいるのが実情ではあります。町名、字名についてはそういうことをご理解をいただきかざるを得ないのかなというふうに思います。お気持ちはよくわかります。
安藤委員	すみません。特別岩舟に愛着が無いわけでは全然ありません。岩舟を冠した名前のイベントもやらしていただいておりますので。イベントの話も色々出ましたけれども、私もイベントをやっているものですから、どうしても一体感を出すとなると、イベントに走りがちなのかなと、まあ自分でも反省するところなのですが、私たちの歳になってしまいますと、なかなか切り替えもうまくいかないもので、例えば子どもたちのほうから一体感がもてるような教育ですとか、そういったところから変えていくしかないのかなというふうに実際思っているのですけれども。何かしら方策をたてていただければと思います。以上です。
鈴木会長	はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか？ ——— 意義なしとの声あり ———
鈴木会長	はい。時間も押してきておりますので、それでは、質疑についてはこの辺とさせていただきます、お諮りをいたします。 町名、字名の取扱いについては、原案のとおりとすることでご異議ない方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 では、先を急がさせていただきます。 協議第17号 合併協定項目23 行政区の取扱いについてであります。行政区とは、すなわち自治会、またここ出てきますので、まず事務局から説明願います。

鈴木会長	——— 質疑応答なし ——— はい。それでは、先ほども少し自治会のお話も出ましたので、基本的にはまず、今までのとおりから始めるということでご理解をいただきたいと思います。 それでは、行政区の取扱いにつきましては、この原案のとおりご承認をいただきます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 では続きまして、合併協定項目 2 5 - 1 国内・国際交流事業について、事務局から説明願います。
鈴木 T L	協議第 1 8 号 合併協定項目 2 5 - 1 国内・国際交流事業について はい。4 6 ページをご覧ください。 協議第 1 8 号「合併協定項目 2 5 - 1 国内、国際交流事業について」協議を求める。というものでございます。 調整方針は、「1 国内交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、栃木市の例により合併時に統合する。2 国際交流事業については、次のとおりとする。(1) 友好姉妹都市については、従来の実績を尊重しつつ、合併時には現行のとおりとし、合併後 3 年以内に再編する。(2) 国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、栃木市の例により、合併時に統合する。(3) 国際交流協会については、民間団体であることから、合併時に岩舟町のエリアについても活動いただくよう働きかける。」とさせて頂きました。 4 7 ページをご覧ください。関係項目 1 国内交流事業です。現況でございますが、都市交流推進につきましては、ご覧のように、栃木市は北海道滝川市と友好親善都市を締結しているほか、栃木地域は東京都中央区と、大平地域は東京都墨田区と交流を実施しており、都賀地域は茨城県大洗町と相互交流事業などを行っておりますことから、具体的な調整内容については、都市交流推進に関することについては、従来の実績を尊重しつつ、栃木市の例により合併時に統合する。とさせて頂きま

	した。 48ページをご覧ください。関係項目2 国際交流事業です。現況でございますが、ご覧のとおり、栃木市は、中国浙江省金華市と友好都市、アメリカインディアナ州エバンズビル市と姉妹都市を締結しております。また岩舟町においては、中国浙江省天台县と友好交流に関する協定書を取り交わしております。この様なことから、具体的な調整方針は、友好姉妹都市については、従来の実績を尊重しつつ、合併時には現行のとおりとし、合併後3年以内に再編する。とさせて頂きました。 次に49ページをご覧ください。主な国際交流事業につきましては、中学生の海外派遣を行っております。具体的な調整方針でございますが、国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、栃木市の例により、合併時に統合する。とさせて頂きました。 50ページをご覧ください。国際交流協会でございます。現況には目的や活動内容を記載してございます。具体的な調整方針でございますが、国際交流については、民間団体であることから、合併時に岩舟町のエリアについても活動いただくよう働きかける。とさせて頂きました。 52ページ、53ページには先進事例を掲載してございますので後ほどご覧ください。 以上で、説明を終わります。よろしくお願いします。
鈴木会長	はい。以上が、国内・国際交流事業についてであります。 皆様のほうから何かありましたらお願いをいたします。 はい。小倉委員、どうぞ。
小倉委員	岩舟の小倉です。 岩舟の場合、天台县との交流というのは、慈覚大師円仁さまとのご縁ということで、非常に我々岩舟から比べると、非常に広い地域であり、今までの子どもさんたち、あるいは議会、もろもろの交流ということを考えますと、ぜひこれから東アジアでの日本、韓国、中国、台湾、こういったところについては、もうまったくの、今後運命共同体的なことになっていく中で、ぜひ、その辺の国を越えての交流ということで、草の根の交流事業を大事にしていいただければ、さらに、これからの次の時代

	にも繋がっていくかなと考えております。 岩舟の場合には、国際交流の組織としてはまだ不十分な形になっておりますので、ぜひ中国の場合には金華市などとの交流に加えて、天台县との交流をぜひ強化していただければなと擁護しております。以上です。
鈴木会長	はい。わかりました。 他にございますでしょうか？ ——— 意義なしとの声あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 それでは、質疑はこの程度とさせていただきます。お諮りをいたします。国内・交際交流事業につきましては、原案のとおりご承認いただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。 それでは、そのように扱わせていただきます。 続きまして、合併協定項目 2 5 - 3 広報広聴関係事業についてであります。事務局から説明をお願いします。
鈴木 T L	協議第 1 9 号 合併協定項目 2 5 - 3 広報広聴関係事業について はい。5 4 ページをご覧ください。 協議第 1 9 号「合併協定項目 2 5 - 3 広報広聴事業について」協議を求める。というものでございます。調整方針は、「広報広聴関係事業については、栃木市の例により合併時に統合する。」とさせて頂きました。 5 5 ページをご覧ください。現況でございますが、広報誌につきましては、両市町が進める重要な施策や新たに導入される制度などを分かりやすく伝えるほか、地域住民のコミュニティやトピックス、また、各種お知らせなど、様々な情報を発信する手段として、月 1 回発行されております。栃木市において、平成 2 4 年 8 月号から広報誌の大きさや内容を見直す予定であります。また、岩舟町においては、お知らせ版として、半月

鈴木会長	毎に催し物案内と、県や各種団体等の個別のお知らせを行っております。具体的な調整内容は、見直し後の栃木市の「広報とちぎ」に合併時に統合する。とさせて頂きました。 56ページをご覧ください。広聴関係事業につきましては、栃木市において、現況にあります、6つの事業を行っております。岩舟町においては2つと、実施している事業に差異がございます。この様なことから、具体的な調整内容は、両市町実施のものについては、基本的に同一の方法で実施しており、栃木市のみで実施しているものも含め、栃木市の例により合併時に統合する。とさせて頂きました。 以上で、ご説明を終わります。よろしくお願いいたします。 はい。それでは、広報広聴関係事業について、皆様のほうからご質疑がございましたらお願いをいたします。 よろしいでしょうか？ ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	はい。それでは、広報広聴関係につきましては、原案のとおりご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。では、このようにさせていただきます。 続きまして、合併協定項目の4 人権推進事業についてであります。事務局から説明を願います。
鈴木TL	協議第20号 合併協定項目25-4 人権推進事業について はい。57ページをご覧ください。 協議第20号「合併協定項目25-4 人権推進事業について」協議を求める。というものでございます。調整方針は、「人権教育・啓発推進行動計画については、両市町の計画に違いがあり、合併時は現行のとおりとし、合併後再編する。」とさせて頂きました。 58ページをご覧ください。現況でございますが、人権教

	育・啓発推進行動計画につきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律により、地方公共団体の責務に基づき、効率的な人権教育、啓発を実施することと定められております。 栃木市においては、平成２５年度に「栃木市人権教育・啓発推進行動計画」の策定を予定しております。また、岩舟町においては、平成１９年度に「岩舟町人権教育・啓発推進行動計画」を策定しております。新市におきましても人権啓発、推進につきましては、重要な行政施策のひとつであると考えております。このようなことから、具体的な調整内容は、両市町の計画に違いがあり、合併時は現行のとおりとし、合併後再編する。とさせて頂きました。 以上で、ご説明を終わります。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。それでは、人権推進事業につきまして、皆様からご質疑がございましたらお願いをいたします。 ——— 意義なしとの声あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 それでは、ないようでございます。質疑を閉じさせていただきます、お伺いをいたします。 人権推進事業につきましては、原案のとおりご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。 それでは、そのようにさせていただきます。 続きまして、合併協定項目２５－５ 納税関係事業についてであります。事務局から説明願います
深津ＴＬ	協議第２１号 合併協定項目２５－５ 納税関係事業について 事務調整班の深津と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、別冊の会議資料③の１ページをご覧ください。 協議第２１号「合併協定項目２５－５ 納税関係事業について」、協議を求める。というものでございます。調整方針は、

鈴木会長	「1 原動機付自転車等に係る標識弁償金については、現行のとおりとする。2 督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。3 コンビニ収納については、栃木市の例により合併時に統合する。とさせていただきます。 2 ページをご覧ください。「関係項目 1 標識弁償金」でございます。標識弁償金につきましては、両市町とも、それぞれの税条例に基づき、新たに原動機付自転車等の所有者となった方に課税のため標識を交付しており、この標識を所有者の故意又は過失により傷つけたり、無くした場合は弁償金として 200 円を納めていただいております。この標識弁償金については、両市町とも差異がございませんので、調整方針としましては「現行のとおりとする」といたしました。 3 ページをご覧ください。「関係項目 2 督促手数料」でございます。督促手数料につきましては、地方税法により納期限までに市町税を納付して頂けない場合は、納期限後 20 日以内に督促状を発しなけばならず、その場合は当該市町村の条例の定めにより手数料を徴収することができると規定されております。これによりまして、両市町ともそれぞれの税条例により督促手数料の金額について定めておりますが、栃木市が 100 円、岩舟町が 70 円と差異がございますので、調整方針は、電算システム料等の経費を勘案し、適正な費用負担の観点から、「栃木市の例により合併時に統合する」といたしました。 4 ページをご覧ください。「関係項目 3 コンビニ収納」でございます。コンビニ収納につきましては、両市町とも納税者の利便性に配慮し、納期限内納付率の向上を図るため、税の納付がコンビニエンスストアでも行えるようになっております。栃木市につきましては平成 22 年度から軽自動車税、平成 24 年度からは全税目のコンビニ収納を実施しており、岩舟町につきましては、平成 18 年度から軽自動車税のコンビニ収納を実施しております。調整方針は、納付できる税目に差異があるため、納税者の利便性に配慮し、「栃木市の例により合併時に統合する。」といたしました。 以上で説明を終わります。 はい。納税関係事業についてでございます。ご質疑がございましたらお願いをいたします。 よろしいでしょうか？
------	---

鈴木会長	——— 質疑応答なし ——— それでは、納税関係事業につきましては、このように扱わせていただくということで、ご異議ない皆様においては拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。では、このようにさせていただきます。 続きまして、合併協定項目 2 5 - 7 交通関係事業についてであります。事務局から説明を願います。
深津 T L	協議第 2 2 号 合併協定項目 2 5 - 7 交通関係事業について はい。会議資料の 8 ページをご覧ください。 協議第 2 2 号「合併協定項目 2 5 - 7 交通関係事業について」、協議を求める。というものでございます。調整方針は、 1 交通安全計画については、栃木市の例により合併時に統合する。2 交通安全対策については、次のとおりとする。（1）交通教育指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。（2）交通指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。3 バス運行事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。とさせて頂きました。 9 ページをご覧ください。「関係項目 1 交通安全計画」でございます。交通安全計画につきましては、栃木市では交通安全対策基本法に基づき、平成 2 3 年度から 2 7 年度を計画期間として、地域における交通安全意識の高揚、交通安全対策、良好な道路環境の確保などの推進のため、栃木市交通安全計画を策定しております。岩舟町では、計画の策定はしていませんが、各種施策として取り組みを行っているところでございます。このような状況から調整方針は、栃木市の計画を新市において適用していくため、「栃木市の例により合併時に統合する」といたしました。 1 0 ページをご覧ください。「関係項目 2 交通安全対策」でございます。はじめに交通教育指導員につきましては、児童・高齢者等に対する交通安全教育の実施及び交通安全に関す

	る広報活動の推進を図るため、栃木市において1人が設置されております。岩舟町では、設置がされておられませんので、栃木市の制度を新市において適用していくため、調整方針は、「栃木市の例により合併時に統合する。」とさせていただきます。 次に、交通指導員につきましては、栃木市に56人、岩舟町に6人が設置されており、主に児童・生徒の登校時における安全確保のための誘導等を行っておりますが、年齢の制限等に差異がありますので、調整方針は、「栃木市の例により合併時に統合する。」といたしました。 11ページをご覧ください。「関係項目3 バス運行事業」でございます。現在栃木市では、コミュニティバス、デマンドタクシー、老人福祉センター団体送迎バスの運行事業を実施しております。はじめに、コミュニティバス運行事業につきましては、栃木市各地域間を結ぶ定時定路線バスとして、現在9路線で平成26年3月まで試行運行を実施しております。次に、デマンドタクシー運行事業につきましては、栃木市全域において自宅等の玄関から目的地の玄関まで送迎する予約制の乗合タクシーとして平成26年3月まで試行運行を実施しております。次に、老人福祉センター団体送迎バス運行事業につきましては、栃木市内の老人福祉センター等5施設の団体利用者の移動手段の確保及び利便性の向上を目的として運行されております。岩舟町ではすべて実施しておられませんので、新市において見直す必要があることから、調整方針は、「合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」といたしました。 以上で、説明を終わります。
鈴木会長	はい。交通関係事業についてであります。皆様から、ご質問がございましたらお願いをいたします。 よろしいでしょうか？ ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	それでは、質疑を閉じさせていただきます。 交通関係事業につきましては、原案のとおりご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———

鈴木会長	はい。ありがとうございます。 では続きまして、合併協定項目の８ 窓口業務についてであります。事務局から、説明願います。
深津 T L	協議第 2 3 号 合併協定項目 8 窓口業務について はい。会議資料の 1 2 ページをご覧ください。 協議第 2 3 号「合併協定項目 2 5—8 窓口業務について」、協議を求める。というものでございます。 調整方針は、1 窓口業務及び支所・出張所等の業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。2 昼休み・延長窓口等については、合併時は現行のとおりとし、合併後 1 年以内に再編する。とさせて頂きました。 1 3 ページをご覧ください。窓口業務、支所・出張所、郵便局の現況でございます。はじめに、窓口業務につきましては、栃木市では、本庁、各総合支所において各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っております、岩舟町では本庁において同様の窓口業務を行っておりますので、調整方針は、「現行のとおりとする。」といたしました。 次に、支所・出張所、郵便局につきましては、栃木市では、2 つの支所及び 5 つの出張所で窓口業務を行っており、赤津郵便局へ各種証明の発行業務を委託しております。岩舟町では支所、出張所はなく、郵便局へも委託等を行っておりませんが、調整方針は、「現行のとおりとする。」といたしました。 1 4 ページをご覧ください。 昼休み・延長窓口につきましては、延長窓口について差異がございますので、合併時は現行のとおりとし、合併後の利用状況等を勘案の上、合併後 1 年以内に再編するといいたしました。 次に、繁忙期特別対応につきましては、栃木市のみ実施しているところですが、現行のとおりとする、といたしました。 以上で、説明を終わります。
鈴木会長	はい。窓口業務についてであります。 皆様から何かありましたら、お願いをいたします。 よろしいですか？

	——— 質疑応答等なし ———
鈴木会長	それでは、質疑を閉じさせていただきます。 窓口業務につきましては、原案のとおりご承認いただける方、拍手にてお願いをいたします。
	——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 では続きまして、合併協定項目 25-10 障がい者福祉事業についてであります。説明を願います。
	協議第 24 号 合併協定項目 25-10 障がい者福祉事業の取扱いについて
深津 T L	はい。会議資料の 15 ページをご覧ください。 協議第 24 号「合併協定項目 25-10 障がい者福祉事業について」、協議を求める。というものでございます。 調整方針は、1 障害者自立支援法に関係する事業については、合併時に統合する。ただし、事業内容が全く同一の事業については、現行のとおり新市において継続し、障がい者相談支援に関すること及び地域活動支援センター事業に関することは、合併後、2 年以内に再編する。2 市町が独自に行う障がい者福祉事業は、合併時に統合する。ただし、福祉タクシー料金助成事業に関することは、合併後に統合する。」とさせて頂きました。 16 ページをご覧ください。「関係項目 1 障害者自立支援法に関係する事業」でございます。自立支援医療（更生医療）給付事業に関することにつきましては、更生のために必要な医療費を支給する事業ですが、自己負担に差異がございます。 次に、17 ページの障がい者等訪問入浴サービス事業に関することにつきましては、生活の質の確保と、在宅における家族の介護の軽減を図るため、入浴サービスを提供する事業ですが、利用回数の制限に差異がございますので、それぞれ「栃木市の例により合併時に統合する。」といたしました。 次に、身体障がい者（児）補装具の交付及び修理に関することにつきましては、身体機能の代補完または代替するための更

	生用の用具を購入または修理する費用を助成する事業ですが、両市町において内容が同一のため、「現行のとおり新市において継続する。」といたしました。 18ページをご覧ください。コミュニケーション支援事業に関することにつきましては、社会生活上相互に意思の疎通を円滑に図る上で、支障のある場合に、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣する事業ですが、経費等に差異がございます。次に、障がい者(児)日常生活用具給付に関することにつきましては、円滑な日常生活を送るうえで必要な様々な用具を給付または貸与する事業ですが、自己負担に差異がございます。 次に、19ページの日中一時支援事業に関することにつきましては、日中等における活動の場を提供することにより、介護者等の就労及び一時的な休息を確保するものですが、利用者負担の基準単価に差異がございます。次に、成年後見制度利用支援事業に関することにつきましては、成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者の権利や財産を保護するものですが、報酬助成費用等に差異がございますので、これら4つの事業に関することにつきましては、「栃木市の例により合併時に統合する。」といたしました。 20ページをご覧ください。障がい者相談支援に関することにつきましては、各種相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うものですが、相談支援事業の委託先となる団体等が異なり、合併時の統合、再編が困難と思われるため、「合併後2年以内に再編する。」といたしました。次に、各種サービスの利用希望者に対し、支給決定を行う自立支援給付に関すること、21ページの外出支援を行うことにより、自立生活および社会参加を促す移動支援事業に関することにつきましては、両市町で事業内容が同一のため、「現行のとおり新市において継続する。」といたしました。次に、障がい程度区分認定事務に関することにつきましては、新市として障がい程度区分審査会を統一する必要があるため、「栃木市の例により合併時に統合する。」といたしました。 22ページをご覧ください。身体障害者自動車運転免許取得費助成に関することにつきましては、就労等社会活動への参加等を促進するため免許の取得費用を助成するものですが、両市町で事業内容が同一のため、「現行のとおり新市において継続する。」といたしました。
--	---

鈴木会長	23 ページをご覧ください。更生訓練費及び就職支度金の支給に関することにつきましては、社会復帰の促進を図るため、就労訓練や機能訓練、生活訓練を行っている方に更生訓練費を、また就職等により自立する方に就職支度金を支給するものですが、就職支度金の制度が栃木市のみとなっておりますので、「栃木市の例により合併時に統合する。」といたしました。 24 ページをご覧ください。地域活動支援センター事業に関することにつきましては、通所による創作的活動または生産活動の機会を提供するものですが、委託先が異なり、合併時の統合、再編が困難と思われるため、「合併後2年以内に再編する。」といたしました。 25 ページをご覧ください。「関係項目2 市町が独自に行う事業」でございます。福祉タクシー料金助成事業に関することにつきましては、通常の交通機関を利用することが困難な方に、通院等のためタクシーを利用する場合に、経費の一部を助成するものですが、福祉タクシー券の交付内容に差異があり、一定期間の経過措置等が必要と思われるため、「栃木市の例により合併後に統合する。」といたしました。 26 ページをご覧ください。特定患者介護手当に関することにつきましては、難病にり患した方または保護者に対し手当を支給することによって労苦を見舞うものですが、支給月に差異がございます。次に福祉電話の貸与に関することにつきましては、外出が困難な方にコミュニケーションおよび緊急連絡の手段を確保するため福祉電話を設置するものですが、基本料金、通話料等にそれぞれ差異がございます。また、次の児童の健全な育成のため手当を支給する、重度障がい児支援手当の支給に関すること、27 ページの経済的な負担を軽減するため通所のために要する費用を助成する、知的障がい者・精神障がい者施設通所費助成に関することにつきましては、岩舟町には該当事業がございませんので、これら4つの事業につきましては「栃木市の例により合併時に統合する。」といたしました。 以上で説明を終わります。 はい。障がい者福祉事業にいてであります。 皆様から、何かありましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答なし ———
-------------	---

鈴木会長	よろしいでしょうか？ それでは、質疑を閉じさせていただきまして、障がい者福祉事業につきましては、原案のとおりご承認を賜ります方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。 それでは、次に移ります。合併協定項目２５－１５ その他の福祉事業についてであります。事務局から、説明を願います。
深津ＴＬ	協議第２５号 合併協定項目２５－１５ その他の福祉事業について はい。会議資料の２８ページをご覧ください。 協議第２５号「合併協定項目２５－１５ その他の福祉事業について」、協議を求める。というものでございます。 調整方針でございますが、「１ こども医療費助成については、現行のとおりとする。２ 重度心身障がい者医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。３ 妊産婦医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。４ ひとり親家庭医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。」とさせて頂きました。 ２９ページをご覧ください。「関係項目１ こども医療費助成」でございます。こども医療費助成につきましては、病気やケガで健康保険が適用になる診察を受けた場合の医療費の一部を助成するものですが、両市町で事業内容が同一でございますので、「現行のとおりとする。」といたしました。 次に、３０ページの「関係項目２ 重度心身障がい者医療費助成」、３１ページの「関係項目３ 妊産婦医療費助成」、３２ページの「関係項目４ ひとり親家庭医療費助成」につきましては、それぞれ、該当する方が健康保険が適用になる診察を受けた場合の医療費の一部を助成するものでございます。これら３つの項目につきましては、両市町で助成額に差異がございますので、「栃木市の例により合併時に統合する。」といたしました。以上で、説明を終わります。

鈴木会長	はい。その他の福祉事業についてであります。 皆様から何かありましたらお願いをいたします。 よろしいでしょうか？ ——— 質疑応答なし ———
鈴木会長	それでは、お諮りをいたします。 その他の福祉事業につきましては、原案のとおりご承認をいただきます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。 それでは、次に移ります。合併協定項目 25－16 健康づくり事業についてであります。事務局から説明をお願いします。
深津 T L	協議第 26 号 合併協定項目 25－16 健康づくり事業について はい。会議資料の 33 ページをご覧ください。 協議第 26 号「合併協定項目 25－16 健康づくり事業について」、協議を求める。というものでございます。 調整方針は、「「健康増進計画」については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成 27 年 3 月までに栃木市の計画を基本に再編する。」とさせて頂きました。 34 ページをご覧ください。健康増進計画につきましては、国民の健康維持と現代病予防を目的として制定された健康増進法により、住民の健康の増進の推進に関する施策について策定するよう努力義務として規定されております。これによりまして、栃木市では、新たな健康増進計画の平成 25 年度中の完成を目途に策定作業を進めているところです。岩舟町では、既存の計画を延長し取り組みを行っているところですので、調整方針は、合併時は現行のとおりとし、合併後平成 27 年 3 月までに栃木市の新しい計画を基本に再編することとし、両市町それぞれで行っている健康まつりにつきましては、合併時は現行のとおりとする、といたしました。 以上で、説明を終わります。

鈴木会長	はい。健康づくり事業についてであります。 皆様から、何かございましたらお願いをいたします。 ——— 「大丈夫です」との声あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 それでは、質疑を閉じさせていただきお諮りをいたします。 健康づくり事業につきましては、原案のとおりご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。 では、次にうつります。合併協定項目 25-17 ごみ収集運搬業務事業についてであります。事務局から説明願います。
深津 T L	協議第 27 号 合併協定項目 25-17 ごみ収集運搬業務事業について はい。会議資料の 36 ページをご覧ください。 協議第 27 号「合併協定項目 25-17 ごみ収集運搬業務事業について」、協議を求める。というものでございます。 調整方針は、「ごみ収集については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成 27 年度までに再編する。」とさせて頂きました。 37 ページをご覧ください。ごみ収集運搬業務につきましては、両市町ともそれぞれの一般廃棄物の処理計画に基づき、家庭から排出される一般廃棄物等の収集運搬を業者委託により行っております。また、栃木市では、地域ごとにごみの収集を行っておりますが、地域間におきましても収集体制、次のページの排出方法等に若干の差異がありますので、統一を図るため平成 27 年度までに再編することで、検討委員会を設置し検討を進めているところです。合併後はこれに岩舟地域を含め、再編を進めることといたしました。以上で、説明を終わります。
鈴木会長	はい。ごみ収集運搬業務事業についてであります。 皆様から、何かございましたらお願いをいたします。

鈴木会長	——— 質疑応答なし ——— はい。それでは、質疑を閉じさせていただきます。 お諮りをいたします。ごみ収集運搬業務事業につきまして、原案のとおりご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。 では、次に移ります。合併協定項目 25-18 環境対策事業についてであります。事務局より説明を願います。
深津 T L	協議第 28 号 合併協定項目 25-18 環境対策事業について はい。会議資料の 41 ページをご覧ください。 協議第 28 号「合併協定項目 25-18 環境対策事業について」、協議を求める。というものでございます。調整方針は、「1 環境基本計画については、栃木市の例により合併時に統合する。2 墓園については、栃木市の例により合併時に統合する。3 斎場については、栃木市（藤岡地域）の例により合併時に統合する。4 環境美化対策については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。」とさせて頂きました。 42 ページをご覧ください。「関係項目 1 環境基本計画」でございます。現在栃木市では、平成 23 年度、24 年度の 2 カ年度で計画の策定を進めているところです。岩舟町では計画がございませんので、「環境基本計画については、栃木市の例により合併時に統合する。」といたしました。なお、現在栃木市で策定している計画では、全体的な計画とは別に地域別の計画を中に盛り込むこととしておりますので、合併後の岩舟地域の変更となる数値目標や、地域別計画については、改定により対応する、といたしました。 43 ページをご覧ください。「関係項目 2 墓園の管理、運営」でございます。栃木市では、公営の墓園が 5 ヶ所ございますが、岩舟町には公営の墓園はございません。岩舟町に在住する方にも使用者の資格の規定が適用できるよう、「墓園につい

	ては、栃木市の例により合併時に統合する。」といたしました。 ４５ページをご覧ください。「関係項目３ 斎場の管理、運営」でございます。栃木市では、栃木市斎場が設置され、指定管理者制度により管理運営を委託しております。また、栃木市藤岡地域及び岩舟町では、栃木市、岩舟町、佐野市で構成する佐野地区衛生施設組合により佐野斎場が設置され、斎場業務の共同処理をしております。現在、岩舟町の方が栃木市斎場を利用する場合、栃木市に住所を有しない者として利用することとなっていますので、「斎場については、栃木市（藤岡地域）の例により合併時に統合する。」といたしました。 ４７ページをご覧ください。「関係項目４ 環境美化対策」でございます。栃木市では暫定施行の条例を平成２４年度中に再編する予定であり、それまで旧市町の条例に基づき各種施策を実施しております。また、岩舟町でも同様の条例に基づき施策を実施しているところですので、「環境美化対策については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。」といたしました。 以上で、説明を終わります。
鈴木会長	はい。環境対策事業についてであります。 皆様から、何かございましたらお願いをいたします。 ——— 意義なしとの声あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 それでは、お諮りをいたします。環境対策事業につきましては、原案のとおりご承認をいただきます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 では、次に進みます。合併協定項目２５－２８ 青少年健全育成事業についてであります。事務局より説明を願います。 協議第２９号 合併協定項目２５－１８ 青少年健全育成事業について

深津 T L	はい。会議資料の 49 ページをご覧ください。 協議第 29 号「合併協定項目 25－28 青少年健全育成事業について」、協議を求める。というものでございます。 調整方針は、「1 青少年育成センターについては、栃木市の例により合併時に統合し、少年補導員については、合併後再編する。2 勤労青少年ホームについては、栃木市の例により合併時に統合する。3 青少年問題協議会の運営については、栃木市の例により合併時に統合する。4 青少年育成市民会議の運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」とさせて頂きました。 50 ページをご覧ください。「関係項目 1 青少年育成センター」でございます。青少年育成センターにつきましては、栃木市に設置がされておりますが、岩舟町には設置されておられませんので、「栃木市の例により合併時に統合する。」といたしました。また、少年補導員につきましては、活動を拡充するため構成等の調整を図ることから、「合併後再編する。」といたしました。 51 ページをご覧ください。「関係項目 2 勤労青少年ホーム」でございます。勤労青少年ホームにつきましては、栃木市では 2 つの勤労青少年ホームが設置されておりますが、岩舟町には設置されておられませんので、「勤労青少年ホームについては、栃木市の例により合併時に統合する。」といたしました。 52 ページをご覧ください。「関係項目 3 青少年問題協議会」でございます。青少年問題協議会につきましては、栃木市に設置がされておりますが、岩舟町には設置されておられませんので、「青少年問題協議会の運営については、栃木市の例により合併時に統合する。」といたしました。ただし、栃木市では青少年育成市民会議の設立を進めているところですので、合併前に青少年育成市民会議が設立した時には、協議会の存続を検討する、といたしました。 53 ページをご覧ください。「関係項目 4 青少年育成市民会議」でございます。青少年育成市民会議につきましては、同様の目的で、栃木市都賀地域、西方地域及び岩舟町にそれぞれ設置されております。栃木市につきましては、設置がされていない栃木地域、大平地域及び藤岡地域においても、支部設立に向けて準備を進めており、新市全体の市民会議設立後は各支部として活動を継続していくこととするため、「青少年育成市民
---------------	---

	会議の運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」といたしました。 以上で、説明を終わります。
鈴木会長	はい。青少年健全育成事業についてであります。 皆様から何かございましたらお願いをいたします。 はい。小倉さん、どうぞ。
小倉委員	岩舟の小倉です。 時間が迫っている中、大変申し訳ないのですが、岩舟町の青少年町民育成会議に関しては、非常に自主的な組織として、町民に広くご理解をいただきながら、財政面でもご協力いただいて展開しています。こういった組織というのは非常に貴重な団体ですので、何らかの独自性を持たせた形で、存続できるようにご理解いただければと思います。以上です。
鈴木会長	はい。要望ということで扱わせていただきます。 他にございますでしょうか？ ——— 意義なしとの声あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 それでは、お諮りをいたします。青少年健全育成事業につきましては、原案のとおりご承認いただきます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。 では、やっと最後の合併協定項目になりました。 ２５－２９ 男女共同参画事業についてであります。事務局より説明を願います。
深津 T L	協議第 3 0 号 合併協定項目 2 5 － 2 9 男女共同参画事業について はい。会議資料の 5 4 ページをご覧ください。 協議第 3 0 号「合併協定項目 2 5 － 2 9 男女共同参画事業

	について」、協議を求める。というものでございます。調整方針は、「男女共同参画計画については、栃木市の例により合併時に統合する。」とさせて頂きました。 55ページをご覧ください。申し訳ございませんが、ここで資料の訂正をお願いします。現況の栃木市の欄に「とちぎし男女共同参画プラン」とありますが、漢字の栃木市にプランではなく基本計画と訂正させていただきます。恐れ入りますが、「栃木市男女共同参画基本計画」と訂正をお願いします。 説明に戻ります。現況でございますが、男女共同参画計画につきましては、栃木市では、「栃木市男女共同参画基本計画」を平成25年3月に策定予定となっております。岩舟町には計画がございませんので、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する、といたしました。 以上で、説明を終わります。
鈴木会長	はい。男女共同参画事業についてであります。 皆様から何かございましたら、お願いをいたします。 ——— 意義なしとの声あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 それでは、お諮りをいたします。男女共同参画事業につきましては、原案のとおりご承認いただきます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございました。 それでは、原案のとおりとさせていただきます。 以上で、やっと協議事項が終了いたしました。お疲れ様でございます。休み時間もとれませんで、大変申し訳なく、このように不手際がありまして、お詫びをいたします。 それでは、私の方の進行は閉じさせていただき、事務局に戻します。
	4. 第7回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について

小保方事務局長	はい。それでは、次第の４にうつります。 第７回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時についてであります。次回は、８月２７日 月曜日 午前１０時から、会場は栃木市藤岡遊水池会館 大会議室 となります。 よろしくお願いいたします。
小保方事務局長	５．その他 続きまして、５の その他 でございますが、Ａ４ １枚の資料「栃木市における職員人件費の合併効果について」と記載された資料をご覧いただきたいと思います。前回の合併協議会における柴田委員のご質問に対します回答資料となります。なお、本資料は、比較をしやすいするため、昨年合併いたしました西方町職員や新たに増えました消防職員を除いたものとなっておりますので、あらかじめご了承ください。 まず、職員人件費の実績でございますが、合併した２１年度の実績額は約７５億５千万円、昨年２３年度の実績額は約７２億４百万円となりまして、約３億４千６百万円の減額となっております。また、職員数につきましては、２１年度が１０４９人から、２３年度は１００５人となりまして、４４人の削減となっております。 本件につきましては、柴田委員に別途説明しておりますことをご報告いたしまして、資料の説明とさせていただきます。 最後に、委員の皆様方から特に何かご発言等があれば、お願いをいたします。 ——— 質疑応答等なし ———
小保方事務局長	よろしいでしょうか？
小保方事務局長	６．閉会 はい。それでは、只今の時間は、４時２１分でございます。この時間を会議閉会時刻と定めまして第６回栃木市・岩舟町合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。